- 本件各控訴をいずれも棄却する。
- 控訴費用は各自の負担とする。
- 0
- 一審原告は、控訴の趣旨として「原判決中一審原告敗訴部分を取り消す。一般 廃棄物処理業(し尿、汚泥)許可について、一審被告添田町外三ヶ町村清掃施設組 合組合長(以下「一審被告組合長」という)が一審原告の昭和五六年四月一〇日付 申請に対して同月二〇日にした不許可処分、一審被告川崎町長が一審原告の同年三 月二七日付申請に対して同年四月六日にした不許可処分、一審被告田川市長が一審 原告の同年三月三〇日付申請に対して同月三一日にした不許可処分をそれぞれ取り 消す。訴訟費用は第一、二審とも一審被告らの負担とする。」との判決を求め、一審被告らの各控訴につき「本件控訴を棄却する。控訴費用は当該一審被告の負担と する。」との判決を求めた。
- 審被告らは、各控訴の趣旨として「原判決中当該一審被告敗訴部分を取り消 す。一審原告の請求を棄却する。訴訟費用は第一、二審とも一審原告の負担とす る。」との判決を求め、一審原告の控訴につき「本件控訴を棄却する。控訴費用は 一審原告の負担とする。」との判決を求めた。
- 当事者双方の主張及び証拠関係は、次のとおり削除し、付加するほか、原判決 事実摘示及び本件当審記録中の書証、証人等目録に記載のとおりであるから、これ
- 原判決五枚目表四行目の「同被告は、」を削除し、同七行目の冒頭に「当 (-)該市町村による」を加える。 (二) 一審被告らの当審における新たな主張
- 一般に、し尿浄化槽清掃業者には、し尿浄化槽を清掃した結果引き抜いた汚泥 について、これを収集し、運搬し、処分するなど適切に処理する責任があり、右責 任は、通常の場合、当該清掃業者が併せて法七条に基づく一般廃棄物処理業の許可 申請をし、その許可をも得ることによつて適法に解決されている。
- 2 しかしながら、一審原告については、同人が同時に申請していた一般廃棄物処理業の許可は与え得ない場合であるから、一審原告は、たとえし尿浄化槽清掃業のみの許可を得、同清掃業のみを行う意志であつたとしても、右清掃の結果引き抜かれた汚泥の収集、運搬、処理については、既存の許可を得た処理業者と委託契約を 締結にて処理して貰うか、又は自己において適正に処分するかしなければならない
- しかるに、一審被告らの調査する限りでは、一審原告に右のような汚泥の収 運搬、処理についての現実の確定的方策は全く見出せなかつたので、このまま し尿浄化槽清掃業を許可すれば、一審原告は、清掃の結果引き抜いた汚泥をその場 に放置ないし不法に投棄することになりかねず、公衆衛生上不適正な行為にでるお それが強いと判断された。
- よつて、一審被告らは、一審原告のし尿浄化槽清掃業許可申請につき、法九条 項二号において準用する法七条二項四号ハに該当すると認めて、これを不許可処 分にしたものである。
- 〇 理由
- 当裁判所も、原審と同様、一審原告の本訴各請求中、各し尿浄化槽清掃業不許 可処分の取消しを求める部分は理由があるからこれを認容し、その余は理由がない から棄却すべきものと判断するが、その理由は、次のとおり改め、付加するほか、 原判決理由説示のとおりであるから、これを引用する。 (一) 原判決七枚目表八行目の「規定がある。」の次に「つまり、一般廃棄物処
- 理業とし尿浄化槽清掃業の各許可基準は、厚生省令で定める技術上の基準に適合す ること及び欠格要件に該当しないことの二つの点で共通しているが、一般廃棄物処理業の場合には更に法七条二項一、二号の要件が加えられている。」を挿入する。 (二) 同八枚目表一〇行目冒頭から同一二行目末尾までを次のとおり改める。 「以上に照らせば、許可申請が法定の基準に適合しているか否かを認定する段階
- (要件審査)においては、法七条一項の一般廃棄物処理業の場合は、同条二項ー (女子番目) に弱く には、 仏し木 (スン) 放洗米 (スペース) によって、 これに該当するか否かの判断 につき市町村長等に前記のように広範な裁量権が認められるというべきであるが、 法九条一項のし尿浄化槽清掃業の場合は、主として技術的観点からの要件を定める にとどまるものであるから、法規の定める範囲内で若干の裁量は認め得るにして も、右のように広範な裁量権を認める余地はないといわざるを得ない。

次に、右基準に適合していると認定される場合でも、なお市町村長等に許可不許可の裁量権が認められるべきか否かの点についてみるに、法七条二項及び九条二項が「市町村長は、前項の許可の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。」と消極的な規定の仕方をしていることから、右裁量権は否定されないとの解釈も成り立ち得ないわけではないようであるが、右許可は講学上の許可(禁止の解除)と解されるから、許可にかからしめた営業の制限は必要最小限度にとどめられるべきものであり、したがつて、右基準に適合していると認定される限り、市町村長等は必ず許可すべき拘束を受けるものと解するのが相当である。

結局、法七条一項の一般廃棄物処理業の許可は、その申請が法定の基準に適合する か否かを認定する段階(要件審査)での自由裁量が認められる意味において自由裁 量行為であるが、法九条一項のし尿浄化槽清掃業の許可は覊束裁量行為であるとい わなければならない。」

(三) 同九枚目表八行目の「衛生会」を「衛生舎」と、同裏七行目の「三万〇一〇〇」を「二万九〇〇〇」と、同一〇行目の「月一回」を「し尿は月一回、汚泥は年一回」と各改める。

(四) 同一一枚目裏六行目の「申請した」を「申請をした」と改め、同八行目の次に改行して次のとおり付加する。

J (五) 同一一枚目裏一〇行目の「三項」を「三号」と、同一二枚目表一一行目の 「証人C、同」を「原審及び当審証人」と各改め、同末行の「しかし、」の次に 「し尿浄化槽清掃業の許可を申請した者が許可の要件であるバキユーム車を所有し ていない旨述べるということは、明らかに自己矛盾的言動であつて通常考えられな いことであるし、」を、同裏三行目の「丙」の前に「乙第六号証の一、二」を各挿 入し、同一二行目の「原告」から同末行の「とじて」までを「右許可に異議のある 地元業者らから売主の神奈川三菱ふそう自動車販売株式会社に対し、右自動車を買 い戻すよう圧力がかかつたので、一審原告は、同社の求めに応じて」と改める。 (六) 同一三枚目表二行目の「受領したこと」の次に「、また、原審証人Aの証 言によれば、Dの右許可申請に対しては、一審原告の本件許可申請日である同年三 月三〇日に不許可通知がなされたこと」を、同六行目の「思われる」の次に「(なお、原審証人Aの証言中にも同趣旨に解される部分がある)」を各挿入する。 同一三枚目表六行目の「前顕」から同裏九行目末尾までを次のとおり改め る。「しかるところ、前顕甲第四号証の一、五、六、原審及び当番における一審原告本人尋問の結果によつて真正に成立したと認められる同第一二ないし第一四号証、第二〇ないし第二五号証、成立に争いのない丙第二〇号証の一、二、右一審原告本人尋問の結果なびに当審における調査嘱託の結果によれば、一審原告の一審被告本人尋問の結果を必要にあれば、一審原告の一審被 告田川市長に対するし尿浄化槽清掃業許可申請書に添付された使用器材明細書に は、種類「し尿浄化槽清掃車」、数量「ニトン」、備考「四輪車三台(一台は予備 車及びし尿収集)」とのみ記載されていたこと、一審原告は、昭和五六年三月中 旬、兵庫三菱ふそう自動車販売株式会社から関西衛生工業所を介して、車名及び型 式「三菱K—FE——B」、車台番号「FE——B七三六三八」・「同七二八